

帯広市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 27 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第 16 号

帯広市印鑑条例の一部を改正する条例

帯広市印鑑条例（平成元年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 2 中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）」を「個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。））」に、「交付を」を「交付を申請し、その交付を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。